

質問事項	質問1. 建築確認について							質問2. 審査基準について				
	a. 確認申請取り扱い件数			b-1. 最近の確認申請の取り扱い件数の傾向	b-2. 民間確認機関	c. 平均日数の調査	d. 確認申請審査に配慮しているポイント	e. 設計事務所に留意してほしい項目	a. 審査基準の成文化	b-1. 審査基準の公表	b-2. 審査基準の成文化	b-3. 成文化の予定がない理由
	H25	H26	H27									
葛飾	183	119	74	①減少した	95%	ない	法令の遵守、迅速かつ的確な審査	申請図書についての記載不備や各図面の整合性のチェック	している	公表している		現場の確認（道路及び敷地）
足立	233	127	131	①減少した	95%	ある（4号物件の場合18日程度）	法の趣旨、集団規定等	・道路の調査をしっかりと行っていただきたい。 ・民間確認機関に提出する場合の相談は、民間確認機関に行っていただきたい。区の判断が必要な場合でも、民間確認機関から区に聞くようにしていただきたい。 ・相談は、電話だけではなく図面を元に相談していただきたい。	している	公表している		特になし
江戸川	333	211	137	①減少した	94%	ない	確認審査等に関する指針を重視	意匠設計と構造設計の整合性について留意して欲しい	している			建築基準法等における取扱い基準をHPで公表している
八王子	324	216	138	①減少した	90%	ない	法令厳守及び関係法令厳守	建築基準法第40条及び同法第68条の2等、条例による制限附加	していない		予定はない	「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例」等を参考にしているため。
町田	219	188	104	①減少した	90%	ない	法適合への正確な審査	法適合についてよく確認してから提出して欲しい	していない		予定がある	民間審査機関は他自治体の基準を用いてそのまま運用しているケースが見られた。
立川	156	92		①減少した	85～90%	ない			していない			
日野	193	130	92	①減少した 民間確認検査機関への申請件数が増加している	90%	ない	・法改正が頻繁に施行されるため、新規のチェック部分については、特にもれやミスがないように注意している。 ・審査期間短縮のため、条文の適用範囲をよく確認するようにこころがけている。	・設計者が責任をもって、書く図面間の整合チェック等をしっかりと行ってから提出してもらいたい。 ・1度中断通知項目となったものについて、その次の申請では図書や資料に反映してもらいたい。	していない		予定がある	
国分寺	74	46	33	①減少した	95%	ある（4号8日他18日）	道路の審査	提出書類や図面に不適合がないようチェックして提出して欲しい。	している	公表していない		法文に書いていない「望ましい」ことについて指導を行うことがある。
武蔵野	106	69	48	①減少した	90%	ない	法に適合しているかどうか	法に適合しているかどうか		現在1件のみ公表。今後順次公表予定		
三鷹	125	121	77	①減少した	90%	ない	特になし	特になし	していない		予定がない	問い合わせの多い事例のみホームページ等に掲載している

質問3. 建築確認制度の問題点					
a. 建築確認検査業務の問題点	b. 民間確認機関との違い	c. 民間確認検査機関と異なった事例	d. 特定天井の脱落防止措置	e. エレベーター・エスカレーターの脱落防止措置	f. 構造計算適合性判定制度
民間確認の物件については民間確認機関が判断し、判断に迷う際は直接設計者からではなく、民間確認機関から問い合わせしてほしい	特にありません	特にありません	特にありません	特にありません	適合判定機関と行政庁の審査内容の整合性の取り方
・用途変更の手続きの仕方について（申請を要するかなどが明確でない）区が設計者に伝えた内容が正確に民間確認検査機関に伝わっていない。	民間確認機関との違いはありませんが、確認申請の事前審査を行っております。	「屋外に十分に開放され」の解釈（ピロティ貫通） 小規模な階段室型共同住宅における、階段室に出入りのある住戸の数 共同住宅等の主要な出入口と道路（安全条例17条） 共同住宅等の居室（安全条例19条関係 窓先空地） 50m以下の付属車庫と防火設備（区基準 足立区HP）	事例が無いため、特にありません。	現状では特にありません。	問題点1 確認申請前に構造適合判定通知書を取得した場合確認審査過程においてプラン変更等により構造適合性を再度申請しなければならない。 問題点2 適合審査書の副本と、確認申請図書との整合性の確認に時間がかかる。 改善点 適判申請時期を明確にする。確認審査が終わった時点（消防送付時）の整合が確認された図書適判機関へ申請する。
	建築基準法等における取扱い基準をHPで公表している	安全条例第17条・19条、施工令第128条の関係で様々な例があった。	特になし（審査する立場としては）	特になし（審査する立場としては）	特になし（審査する立場としては）
完了検査時において、計画変更申請が必要とおもわれる変更があること。				①増築時の遊及改修にお金と時間がかかり掛かる。 ②エスカレーターについては、増改築時に遊及改修が実質的にできない。よって増築できない場合がある。	
	要綱等を確認している	地下車庫のある住宅の別棟、同一棟の考え方について	特になし	特になし	特になし
民間確認機関へ提出される確認申請について、設計者が直接、行政の取扱いを確認しに来ることがある。民間機関が自分の見解を持った上で、民間から行政に問合せすべきと考えている。					適判機関と確認機関にある確認申請図書で不整合がある。
特にありません。	まちづくりの観点から審査をすかどうか。例えば、道路の問題や既存建築物の適法性などを建築確認の審査において考慮するかしないか。	特にありません。	特にありません。	特にありません。	特にありません。
	道路突出物（44条違反）について、法2条で建築物としている附属の堀について、確認段階では共有堀にしているにもかかわらず、完了時には敷地から外してしまう事例。		特になし	特になし	同時審査による不適合の発生、整合確認による訂正作業及び審査期間の増加
特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし